

福祉用具貸与・購入、住宅改修

福祉用具をレンタルする

要介護 福祉用具の貸与

日常生活の自立を助ける用具を貸し出します。

■ 車いす



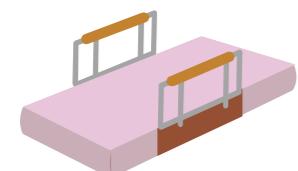
■ 車いす付属品
(クッションなど)



▲ ■ スロープ
(工事をともわないもの)



■ 特殊寝台付属品
(マットレスなど)



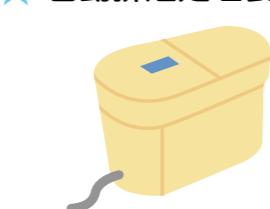
■ 認知症老人徘徊感知機器



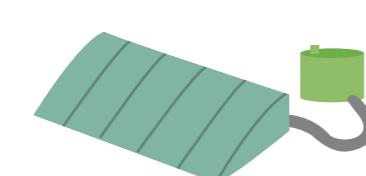
要支援 介護予防福祉用具の貸与

日常生活の自立を助ける福祉用具のうち、介護予防に役立つものを貸し出します。

★ 自動排泄処理装置



■ 体位変換器



▲ ■ 歩行器



■ 特殊寝台



対象の範囲

要支援 1・2、要介護 1 の方 → ▲

要介護 2～要介護 5 の方 → ■

要介護 4・要介護 5 の方 → ★

用具によって要介護、要支援の対象範囲が異なります。

サービス費用のめやす

実際に貸与に要した費用

(利用者負担 1割～3割)

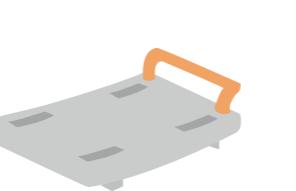
福祉用具を購入する

要介護 特定福祉用具の購入費の支給

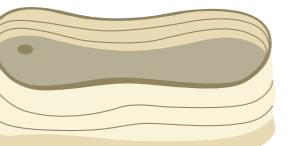
要支援 特定介護予防福祉用具の購入費の支給

指定された事業所から福祉用具を購入した場合、福祉用具の購入費を支給します。

入浴補助用具



簡易浴槽



移動用リフト
つり具



腰掛便座



特殊尿器



排泄予測支援機器

膀胱内の状態をセンサーなどで感知することで尿量を測定し、排尿の機会を要介護者または介護者に通知するものです。

手続きに必要な書類

- ①福祉用具購入費支給申請書
 - ②領収書(原本、被保険者あて)
 - ③購入した福祉用具のパンフレットの写し等
 - ④委任状(本人以外が支給を受けるとき)
- *指定されていない事業所や販売店からの購入は支給対象外です。

福祉用具購入費上限額 10万円に対し、介護保険より最大9万円～7万円

(利用者負担 1割～3割)

*購入費用を一度全額負担していただき、保険給付は後から支払われます。

住宅を改修する

●工事前に必ずケアマネジャーに相談しましょう

要介護 住宅改修費の支給

要支援 介護予防住宅改修費の支給

手すりの設置や段差解消などの小規模な住宅改修をした際、改修費用を支給します。

▼対象となる工事の例

- 廊下やトイレ、浴室などへの手すりの取付け
- スロープの設置等による段差の解消
- 引き戸などへの扉の取替え
- 滑り防止、移動円滑化のための床材の変更
- 和式から洋式への便器の取替え

サービス費用のめやす

改修工事費用上限額 20万円に対し、介護保険より最大18万円～14万円

(利用者負担 1割～3割)

*住宅改修を利用するときは、複数の業者見積をとりましょう。

*工事費用を一度全額負担していただき、保険給付は後から支払われます。

*1回の改修工事で20万円を使いつらう、複数回に分けて使うこともできます。

支給を受けるためには改修前・改修後にそれぞれ申請手続きが必要です。

手続きに必要な書類(記入例)

<改修前>

- ①住宅改修承認申請書(改修前)
 - ②住宅改修が必要な理由書(ケアマネジャーなどが作成)
 - ③改修費見積書(被保険者あて)
 - ④住宅所有者の住宅改修承諾書
 - ⑤住宅の平面図※
 - ⑥着工前の改修箇所写真(日付入り)※
- *本人の動線および工事後の状態が読み取れるもの

<改修後>

- ①住宅改修費支給申請書(改修後)
 - ②領収書(原本、被保険者あて)
 - ③改修費の内訳書
 - ④改修前後の分かる改修箇所写真(日付入り)※
 - ⑤委任状(本人以外が支給を受けるとき)
- *改修前後の状態が比較できるもの